

東部大阪都市計画公園の変更 守口市決定

1. 都市計画公園中 3・3・209-4号 (仮称) 八雲中央公園を次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・209-4号	(仮称) 八雲中央公園	守口市 八雲西町三丁目地内	約 1.4ha	園路広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 管理施設 便益施設

2. 都市計画公園中 3・3・209-1号 下島公園を廃止する。

3・3・209-1号 下島公園

「区域は計画図表示のとおり」

都市計画公園個別理由書

■ 3・3・209-1 下島公園（廃止）

守口市では、将来の人口減少と多くの学校施設の老朽化が進んでいる状況も踏まえ、魅力ある学校教育の実現に向けた学習環境について令和 3 年度から検討を実施し、その中で八雲中学校区における学習環境整備として、施設老朽化対策とともに守口市の主要施策である小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校設置の方針が示されました。

具体的には、充実した学習環境の視点から、より広い敷地面積を有する場所として、最も広い下島小学校と隣接する下島公園を一体的に利用することが示されています。（令和 5 年 2 月策定「八雲中学校区における義務教育学校設置計画」）。

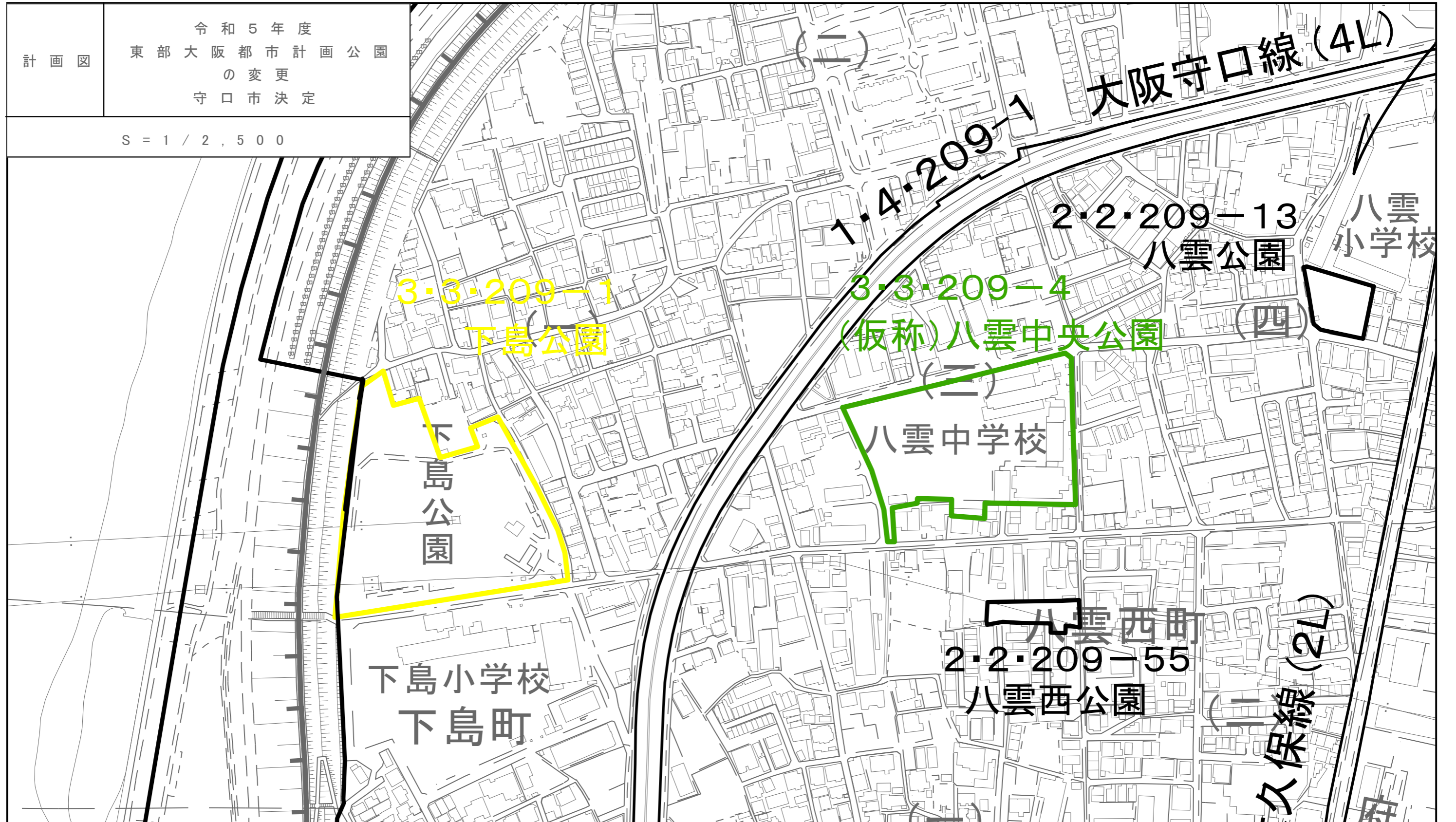
これを踏まえ、八雲中学校跡地を公園として整備することで、公園機能の代替が可能となることから、本案のとおり廃止するものです。

■ 3・3・209-4（仮称）八雲中央公園（追加）

八雲中学校跡地の一部を公園として整備する方針が決定したことから、周辺地区の公園面積・機能の補完および本市における合理的な土地利用のため、本案のとおり都市計画公園区域を追加するものです。

3・3・209-1 下島公園 計画図

3・3・209-4 (仮称)八雲中央公園 計画図



- 凡例
- 都市計画施設(既決定)
 - 都市計画施設(追加)
 - 都市計画施設(廃止)

新旧対照表

旧：黄色

新：赤色

種別	名称		位置	面積	備考	摘要
	番号	公園名				
近隣公園	3・3・209-1号	下島公園	守口市八雲北町一丁目地内	約 1.7ha 廃止	園路広場、修景施設 休養施設、遊戯施設 管理施設、便益施設	
近隣公園	3・3・209-4号	(仮称) 八雲 中央公園	守口市八雲西町三丁目地内	約 1.4ha	園路広場、修景施設 休養施設、遊戯施設 管理施設、便益施設	

3・3・209-4 (仮称)八雲中央公園 新旧対照図

